

議案第32号  
権利の放棄について

資料1 介護給付費等返還金の支払請求権の放棄について

1 当事者及び債権額等

- (1) 債権者 宝塚市（介護保険法第3条に規定する保険者）
- (2) 債務者 近畿保全サービス株式会社（所在地：西宮市能登町5-4）
- (3) 債権 介護保険法第22条に規定する不正利得による介護保険給付費等返還金
- (4) 放棄する債権額 12,347,417円

2 債権の内訳

| 介護保険事業所   | ケアサービスクララ倶楽部    | ヘルパーステーションクララ倶楽部 |
|-----------|-----------------|------------------|
| 提供サービス    | 居宅介護支援          | 訪問介護             |
| 対象サービス提供月 | 平成19年8月～平成20年3月 | 平成17年7月～平成20年3月  |
| 返還金額      | 126,140円        | 8,725,587円       |
| 加算金額(40%) | 50,456円         | 3,490,234円       |
| 小計        | 176,596円        | 12,215,821円      |
| 合計 A      | 12,392,417円     |                  |
| 返還済額 B    | 45,000円         |                  |
| 債権額 A-B   | 12,347,417円     |                  |

3 本件の経緯

- (1) 兵庫県※が平成19年7月30日及び同年10月9日に実施した介護保険事業所監査において、債務者が事業者指定申請で届け出ている従業員が、実際には勤務していなかったことが発覚し、また、当該監査においてもその事実を隠ぺいし、虚偽の報告を行ったと判断し、兵庫県が、平成20年2月29日付で事業者指定の取消しを行った。

※ 介護保険法第70条等の規定による事業者指定の指定権者は、監査実施時は兵庫県であったが、事業所所在市の西宮市が平成20年4月1日に中核市へ移行したため、同市が同日付けで指定権者に移行した。

- (2) 債務者は、平成20年4月22日、当該処分を不服とし、兵庫県知事に対し、指定取消し処分に係る審査請求を行ったが、平成21年3月23日、当該審査請求を棄却する裁決が行われた。この場合、債務者は、裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に、当該裁決に対し「裁決取消しの訴え」を提起することができたが、当該提起を行わず、その期間が経過したため、兵庫県の指定取消し処分が確定した。

なお、当該事業所の所在地は西宮市であり、当監査による介護給付費返還請求の影響が生じた市は、西宮市をはじめ、尼崎市、芦屋市、本市の4市であり、以後、関係4市で返還に向けた対応協議を定期的に行っていた。

- (3) 本市は、債務者が本市から介護保険事業者として受領した介護保険給付費（2の表に記載）について、平成22年4月1日付けで督促状を送付し、返還を求めた。しかし、債務者が介護保険給付費の返還に応じなかったため、平成22年7月17日に当該介護保険給付費を返還するよう、神戸地方裁判所に裁判を提訴した。

平成22年9月13日、神戸地方裁判所の判決で、本市が勝訴し、本市の介護給付費返還金の支払請求権（1,239万2,417円）が確定した。

- (4) 平成22年2月1日、債務者から西宮市に対し休止届が提出された。

平成26年7月2日、本市が債務者（法人代表者）に聞き取り調査を行ったところ、本件法人の事業を再開する目途はないとの発言があり、現在も事業は再開されていない。

- (5) 判決の確定後、債務者は、分納誓約により合計45,000円納付したが、平成23年10月31日の納付を最後に分割納付は履行されなくなった。それ以降、4市で共同して、債務者と交渉するなどの対応を行ってきたが、現在では電話も繋がらず、本人と接触がとれず、交渉ができない状況にある。

また、本件法人の所在地に係る不動産登記を確認したところ、当該不動産の所有者は別法人となっており、現地調査においても、本件法人の実態はなく、別法人の表札になっている。

#### 4 今後の対策

##### (1) 兵庫県への要望

本件債権は、兵庫県の監査で不正請求が発見されるまでに時間を要しており、その結果、債権額も増大している。このため、兵庫県に対し、次の要望を行う。

- ① 総合的な指導計画・方針に基づき監査を実施するなど、監査の充実を図るとともに、関係市町とさらなる連携を図ること。
- ② 不正請求等が疑われるケースについては、必要に応じ、兵庫県との合同で実地指導が速やかに行えるようにすること。
- ③ 平成30年度から、都道府県から市町村への居宅介護支援の事業者指定の権限が移譲されたこと等を考慮し、介護保険事業者への実地指導や監査指導において、市町間での指導内容に食い違いが生じないように、情報共有や定期的な研修の開催を行うこと。

##### (2) 本市の指導体制の充実

- ① 介護保険事業者への効率的・効果的な指導監査を行うため、監査体制の充実や事業者の自己点検を促すとともに、すべての事業者において法令違反等の未然防止を図り、法令違反が発生した場合は、早期に対応できるよう努める。
- ② 本市の指導監査をより計画的に進める。
- ③ 本市が行う指定事業者の事業者指定の更新時等において、必要に応じ、事業所所在地の現場を確認するなど、書類審査に留まらず、実態調査を実施する。
- ④ 毎年実施している、集団指導において、各種基準等の周知や過去の指導・処分事例の

紹介や、不適切な事例を紹介するなど、介護保険事業者のモラルの向上に努める。

- ⑤ 介護給付費の適正化に向けた事業として、ケアプラン指導研修事業のほか、給付実績情報や医療情報の突合資料に基づき、介護給付実績に関するレセプト点検及び縦覧点検を行うなどの取組を進める。

また、国民健康保険団体連合会（国保連）が行う介護給付費の審査・支払業務において、不正請求の疑い等の問題のある介護費用請求については、支払い停止の措置等、適切な対応に努めていく。